

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○富岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

一般質問を二十分頂戴しました。ありがとうございます。ざいます。

ちよつと短い時間ですので、答弁は簡潔にお願いをいたしたいというふうに思います。

それではまず、毎月勤労統計のことについて大臣にお伺いをしたいと思います。

厚生労働省は五月二十四日に、毎月勤労統計の集計にミスがあつて、この日に予定していた三分の確報と二〇一八年度分確報の公表を延期して、三十一日に訂正したものの発表がありました。

これだけ集中審議をして毎月勤労統計の議論をやってきたのにまだこういう集計ミスがあるという事で、本当に言葉もありません。大臣の見解をお聞きいたします。

○根本国務大臣 毎月勤労統計の平成三十一年三月分結果確報及び平成三十年分結果確報について、公表を延期するとともに数値を訂正する事態が生じたことはまことに遺憾であります。

今回の事案、これは、平成三十一年一月に公表した平成二十四年以降分の再集計の作業の中で、平成三十年七月分の母集団労働者数の推計において、平成三十年六月分の雇用保険データを使用すべきところ、同年五月分の雇用保険データを使用していたために生じたものであります。

毎月の集計作業においては、現在、雇用保険データを紙で打ち出している確認やダブルチェックが徹底されており、今回のような事案が起こらないようにするための取組は既にされており、整理し、マニュアル化して、その実施については、管理職による確認を徹底することを含めて、再発防止を徹底していきたいと思つています。

○尾辻委員 本日にびつくりしているんです。まあ、こういうミスが起こることなんですか。人間ですからミスはありますけれども、チェックをやりませんかと思つています。

あと、公表の時期についても申し上げておきます。

新聞報道等では、ミスは五月十六日に気がついたらけれども、発表は二十四日なんですね。二十一日には、参議院の厚生労働委員会でも毎月勤労統計の不正に関する集中審議が開かれていたんです。

つまり、参議院の集中審議の後にこれが発表されている。でも、気づいたのはその前なんですね。この発表の時期についても、集中審議のところ

を外して、後に出したんじゃないかと勘ぐつてしまふところもあります。本当に、統計への信頼が更に揺らぐ事態になつていふと思つています。

復元の課題もまだありますので、これはしっかりと厚生労働委員会で集中審議をしていただくと求めておきたいと思つています。

それでは、次の話題に参ります。

職場における女性に対するヒール、パンプスの着用について、これも大臣にお聞きをしたいと思つています。

一昨日、六月三日に、約一万八千八百通の署名とともに、職場のヒール、パンプス着用指示をやめてほしいという要望書が厚生労働省に提出をされています。

これは、#KuToo運動といつて、ローマ字なんですけれども、義務による着用は苦痛だと表明することを、これはインターネット上なんかでも広がっております。

外反母趾、靴ずれなどを起こしますし、腰への負担もあります。

労災の調査論文では、十八歳から二十六歳の女性の労災が多発しており、その原因はハイヒールの着用が原因と推察できると記載されています。さらに、ハイヒールは、立位姿勢の保持機能が衰え、前方に倒れやすいということも論文では指摘をされています。つまり、転倒の危険性が高くなるということなんです。

こういった指摘がある一方、就職活動や接客の職場などを主にして、パンプス、ハイヒールの着

用が必須とされているようなところが多く見受けられます。

職場の中でハイヒール、パンプスが必須で義務づけられていることについて、また、今回このような要望書が出されたことに対する大臣の受けとめ、さらに、今後の対応についてもお聞きをしたいと思います。

○根本国務大臣 厚生労働省としても、一人一人の労働者が働きやすい就業環境を整備することは大変重要だと考えております。

このハイヒールやパンプスの着用については、それぞれの業務の中でそれぞれの対応がなされていると思いますが、例えば労働安全衛生の観点からは、腰痛や転倒事故につながるような服装や靴に配慮することは重要であって、各事業場の実情や作業に応じた対応が講じられるべきであると考えております。

それは、それぞれの職場がどういう状況にあるのかということ、一般論としては、それぞれの職場での判断だろうと思えます。よろしいですか。

○尾辻委員 ちよつと今、不十分かなというふうに思うので、もうちよつとお聞きしたいんですけど、大臣はどう受けとめておられますか。

○根本国務大臣 そういう要望書を受けました。署名も受理しております。

やはりこれは、一人一人の労働者が働きやすい就業環境を整備することは大変重要であると考えております。ここはいろいろな動き、動向があるわけですが、そういう動向を注視しながら、働き

やすい職場づくりを推進していきたいと思えます。

○尾辻委員 もう少し受けとめを聞きたいんですが、ハイヒール、パンプスが義務づけられる必要はあると思われませんか。大臣にお聞きしています。

○根本国務大臣 義務づけられることについてどう思うかというお話ですよね。

女性にハイヒールやパンプスの着用を指示する義務づける、これは、社会通念に照らして業務上必要かつ相当な範囲か、この辺なんだろうと思えます、それぞれの業務の特性がありますから。よろしいですか。

○尾辻委員 私は、これはやはり見直していかないとはいけませんが、ハイヒールやパンプスを履かなければならない職場というのは、実は、よく考えたらないはずなんです。だから、義務づけ自身がもうだんだん時代に合わなくなっている、健康障害を起こしている。先ほど言ったように、労働安全衛生から考えても、これは問題だと思っております。

大臣に問題だという意識があるのかなのか、ちよつとわからないので、もう一度、問題があると思っておられるか、それともないと思われるか、そこだけでもお答えいただけますでしょうか。

○根本国務大臣 ハイヒールやパンプスの着用を強制する、指示する、これはいろいろなケースがあると思いますが、社会通念に照らして業務上必要かどうかということ。要は、これは社会慣習にかかわるものではないかなと思います。だから、そういう動向は注視しながら、働きやすい職場づくりを推進していきたいと思えます。

○尾辻委員 ちよつと何か違うなというふうに思っています。

ちよつと突然ですけども、高階副大臣、ハイヒール、パンプスを女性が義務づけられている、着用義務がある職場について、多分、大臣は男性なのでちよつと厳しいのかなと思うんです、感想で結構です、感想として、どういうふうに思われているか、お答えいただいてよろしいでしょうか。突然で申しわけありません。

○高階副大臣 済みません、突然のお尋ねで、十分な答えになるかどうかわかりませんが、

そもそも、職場でそういった義務づけをしているところがあるのかということ、それをちよつと私も承知していませんけれども、一般的に言って、その業務の必要な範囲、そして安全性が確保されるような環境の中で労働者には仕事をいただけるような、そういうふうなことをみんな環境整備をしていくというのが職場の考え方だろうというふうに思いますので、強制されるものではないのだろうというふうに思います。

○尾辻委員 ありがとうございます。

大臣にもちよつと、それぐらいのことをぜひ答えていただきたかったなというふうに思います。

こういうふうに、慣習だということ、足が痛いし、外反母趾にもなるし、靴ずれも起こるし、転倒で労災もしているのに、結局言えないわけですね。この環境をどうにかしてほしいと言っているわけですから、ぜひ受けとめていただきたいというふうに思います。

特に、労働安全衛生法は、事業者が労働者の安

全と健康を確保する責務というのを課しているわけです。

そして、これからこれはぜひ検討していただきたいんですが、女性にのみこういうハイヒールやパンプスの着用を求めるといえるのは、ハラスメントにもやはり当たり得るものだと思うんですね。

今、国家公務員が対象となるセクハラ規制である人事院規則一〇一〇では、性別により役割を分担すべきとする意識、つまりジェンダーに対する言動もセクシュアルハラスメントであるというふうにしておりますので、こういったことはハラスメントになるということもこういうところから明確化していると思いますので、労働安全衛生、そしてハラスメントの両面からの整理をしっかりとしたいと思うので、お願いをしたいと思えますけれども、大臣、ちよつと、しっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 職場において女性にハイヒールやパンプスの着用を指示すること、これについては、今、パワハラという観点からのお話でした。

この当該指示が社会通念に照らして業務上必要かつ相当な範囲を超えているかどうか、これがポイントだと思えます。そこでパワハラに当たるかどうかということだろうと思います。

一方で、例えば足をけがした労働者に必要もなく着用を強制する場合などはパワハラに該当し得ると考えております。

そこは、どういう状況かということ、そして、その職場でどういう状況の中でそういうことがな

されているのかという、そのところの判断かなと思えます。

○尾辻委員 要望を受けたということ、一万八千近くの方が署名をしているということ、ぜひとも受けとめていただきたいというふうに思います。議論を始めてください。

ちなみに、カナダのブリティッシュコロンビア州では、ハイヒール強制を禁止しました。また、イギリスのロンドンの大手会計事務所で、受付係として下請会社採用された女性がハイヒールを履いていないことを理由に帰宅を命じられたことで大きな社会問題にもなっています。フィリピンでは、職場でハイヒール着用の強制を禁じる行政命令が施行されているということで、今、多くの国で、この強制はやはり問題なんだということが課題になってきているわけです。

ですので、しっかりと取り組んでいただきたい。多くの働く女性や働こうとしている女性たちにとってのこれは壁になっていて、性差別の一種でもありますから、一刻も早く対応していただきたいというふうに思います。

ちよつと済みません。あと五分になりました。先に生活保護のことについてお聞きをしたいと思います。前回残していた二分の一のゆがみの部分であります。

お手元に「生活保護の制度の見直しについて取扱厳重注意」と書かれた資料を配付させていただいております。

前々回の生活保護基準の見直しで、年間削減額約六百七十億円のうち、約九十億円がゆがみ調整

で削減をされました。その内容をどういうふうにやったかというのがこの文書には書かれているわけですが、この文書の作成経過と目的について、誰が、いつ、誰に対する説明文書として作成したものか、簡潔にお答えをいただきたいと思えます。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘の文書でございますけれども、平成二十五年八月十四日付の行政文書の開示請求に對しまして、平成二十七年八月三十一日付で開示決定を行った文書でございます。厚生労働省社会・援護局保護課が、平成二十五年一月十八日前後に、当時の世耕内閣官房副長官に対する説明資料として作成したものでございます。

○尾辻委員 これは一月十八日前後と言っていますけれども、これで見ると、今後のスケジュール案のところは一月十八日とあるんですから、前ではないんでしょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

当時の詳細な日程表が残っておりませんので、当時の世耕官房副長官に実際に何月何日に説明したかということがはっきりしないということでございます。ですので、答弁といたしましては、平成二十五年一月十八日前後にということと答弁させていただきます。

○尾辻委員 これは、誰と誰が説明を世耕官房副長官にされたんでしょう。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

当時の社会・援護局長の村木局長と古川保護課長が説明したというふうに承知しております。

○尾辻委員 ここは下線を引かせていただいたんですけれども、実はここで、ゆがみ調整として、年齢、世帯人員、地域差における影響の調整を二分の一としというふうには、勝手に厚労省が、二分の一にするよということ、生活保護基準部会に諮らずに、そして、その前後のところでもう世耕当時の内閣官房副長官に言っているということを示す資料になっているわけですね。

つまり、二分の一にするということを生生活保護基準部会には意見として聞いていないということ、いいかどうか、イエスカノーでお答えください。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

当時の基準部会報告書におきましては、生活扶助基準の見直しを検討する際には、現在生活保護を受給している世帯への見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮されたいとされたところでございまして、政府としましては、こうした御指摘の趣旨に沿って、検証結果を完全に反映させた場合には世帯によって大幅な減額になるおそれがあることを踏まえまして、激変緩和措置といたしまして一律二分の一とすることを政府の判断として実施したものでございます。

○尾辻委員 つまり、基準部会には諮っていないということでしょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

今の御指摘のとおり基準部会に諮ったものではないかもしれませんが、基準部会の報告書の趣旨に沿った対応であったというふうには考えておりません。

○尾辻委員 それは国の裁量権の濫用だと思いま

す。何のために基準部会があるのか。

そして、この二分の一にしたということ、国会において二分の一にしましたということの説明されたことはありますか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

国会におきましては、国会でそういった御質問があった際に、二分の一とした理由につきまして答弁をしている例はございます。

○尾辻委員 勝手に二分の一にしているというのは絶対おかしいわけですよ。それも、激変緩和のためなら減額となる数値だけ半分にしたらよくて、増額となる数値まで半分にして、結局、かなりの人たちが、増額になっている分が半分になっているんですよ。これは何で半分にされたんでしょう。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

検証結果を完全に反映させた場合には世帯によって大幅な減額になるおそれがあることを踏まえまして、検証結果をできるだけ公平に反映したいということ、ございまして、生活保護世帯への影響を一定程度に抑えるための激変緩和措置として、検証結果を反映させる比率を、増額となる場合も減額となる場合も一律に二分の一としたところ、ございまして。

○尾辻委員 やはり、今いろいろ検証していったら、これは本当に裁量を逸脱していると思えないんです。何のために基準部会で計算しているのかもわからない。やはり、今聞いたところ、いつでも、前々回の生活保護基準の見直しというのは非常に意図的であったと言わざるを得ないと思

時間が来ましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。